

船舶事故調査報告書

令和6年6月26日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	令和5年11月19日 07時10分ごろ
発生場所	鹿児島県指宿市長崎鼻北東方沖 薩摩長崎鼻灯台から真方位053° 2.3海里付近 (概位 北緯31° 10.8′ 東経130° 37.4′)
事故の概要	漁船真由美丸は、たて網の揚網作業中、転覆した。
事故調査の経過	令和5年12月7日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 真由美丸、0.4トン
船舶番号、船舶所有者等	KG3-29295（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特定
負傷者	なし
損傷	船外機に濡損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北西、風力 1、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 上げ潮の中央期
事故の経過	<p>本船は、船長ほか1人が乗り組み、水深約4～5mの漁場において、船首を南方に向けた状態で長さ約75m、幅約1mのたて網の揚網作業を開始した。</p> <p>本船は、船長が右舷船尾部に座って船外機を左手で操作し、乗組員が左舷船首部に設置した揚網機のそばに立って揚網作業を行っていたところ、たて網が海底の岩に根掛かりした。</p> <p>本船は、根掛かりした網に引かれて左舷側に傾斜するとともに船首部甲板右舷側に平置きしていた網の入った四つの箱が左舷側に移動を始め、左舷側への傾斜が増大して転覆した。</p> <p>船長は、乗組員と共に転覆した本船の船底に上がり、携帯電話で知人に本事故の発生を知らせ、来援した僚船に救助された。</p> <p>本事故は、匿名者により海上保安庁に通報された。</p> <p>本船は、僚船により、指宿市<small>ちよがみず</small>水漁港までえい航された。</p> <p>本船は、船首部甲板右舷側に積載していた四つの箱のうち三つの箱に網が揚収されており、残り一つの箱に揚網作業を行いながら網を揚収していた。網を含めた1箱の重量は、それぞれ約20～25kgであった。</p> <p>船長は、昼ごろから天気が悪化するとの予報を受け、3か所の漁場に設置したたて網の揚収を急ぐこととし、本事故当時、2か所目の漁場で揚網を行っていた。</p> <p>船長は、ふだん、揚収した網を直接船首部甲板上に積載していた</p>

	<p>が、本事故当時は、同2か所目の漁場で揚網作業が終われば一旦帰港する予定としており、陸揚げ作業がスムーズに行えるよう、揚収した網を平置きした箱に格納していた。</p> <p>船長及び乗組員は、救命胴衣を着用していた。</p> <p>船長は、防水型の携帯電話を防水ケースに入れて携帯していた。</p>
分析	<p>本船は、揚網作業中、船長が、甲板上の漁具等が移動しない措置を講じないまま揚網作業を行っていたことから、網が根掛かりして左舷側に傾斜した際、船首部甲板右舷側に積載していた網の入った箱が左舷側に移動を始め、左舷側への傾斜が増大して転覆したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、揚網作業中、船長が、甲板上の漁具等が移動しない措置を講じないまま揚網作業を行っていたため、網が根掛かりして左舷側に傾斜した際、船首部甲板右舷側に積載していた網の入った箱が左舷側に移動を始め、左舷側への傾斜が増大して転覆したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小型漁船の船長は、揚網等の作業を行う際、甲板上の漁具等が移動した場合、傾斜して転覆するおそれがあることに留意し、根掛かりなどして船体が傾斜しても漁具等が移動しないよう固縛する等の措置を講じること。 ・ 船長は、事故が発生した場合、海上保安庁へ通報すること。